



開国なくして、成長なし。

～経済成長と多文化共生の共創戦略を構築せよ。～

NAGOMi緊急オンラインアピール

2025年8月7日

NAGOMi副会長
元厚生労働大臣 塩崎 恭久

各党の外国人政策と参議院選挙結果

外国人規制が主要な争点に浮上してきた

石破首相 自民総裁

「違法外国人ゼロ」を加速。運転免許証の切り替えや不動産の所有を厳しく

野田代表 立民

人種などを理由とする差別的な言動を禁止する法律の制定

斉藤代表 公明

外国人による社会保険料の未納を防止。在留管理を厳格に

吉村代表 維新

外国人比率の上昇抑制や受け入れの総量規制を含んだ人口戦略の策定

田村委員長 共産

外国人労働者に日本人と同じ労働者としての権利を保障

玉木代表 国民民主

外国人の社会保険の加入実態を調査して運用を適正化。不動産投資を規制

山本代表 れいわ

外国人差別をなくし権利を守る法制度を整備。入管施設での人権侵害をなくす

神谷代表 参政

非熟練労働者の受け入れを制限。帰化や永住権の要件を厳しく。参政権は一切認めず

与党
計 122
改選前 141

今回獲得
47

参院の新勢力

残り議席数 0
改選 124+1 (定数248)
+1は非改選の欠員1補充

今回獲得
78

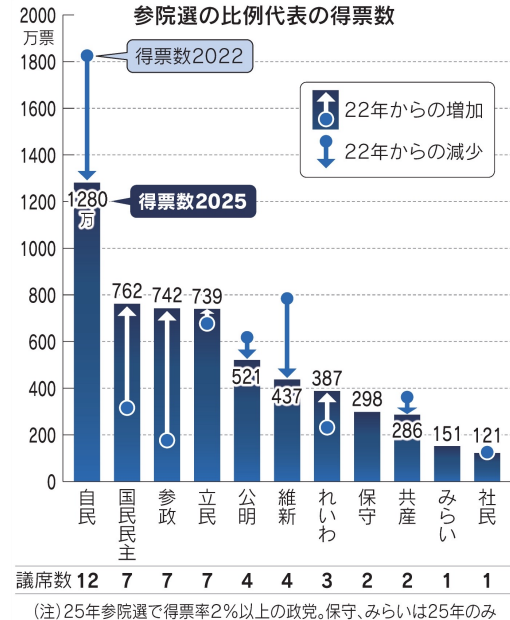
野党系
計 126
改選前 99

過半数 125

非改選 75	自民 39	公明 8	その他 18	参政 14	国民 17	維新 7	立民 22	非改選 48
-----------	----------	---------	-----------	----------	----------	---------	----------	-----------

自民	公明	無所属	諸派	みんな	保守	社民	参政	れいわ	国民	共産	維新	立民
101	21	13	2	0	2	2	15	6	22	7	19	38
選挙区 27	4	8	0	0	0	0	7	0	10	1	3	15
比例 12	4	0	1	0	2	1	7	3	7	2	4	7
非改選 62	13	5	1	0	0	1	1	3	5	4	12	16

「参議院選挙、全当選者が確定 自民39・立民22・国民17・参政14」
日本経済新聞 2025年7月21日

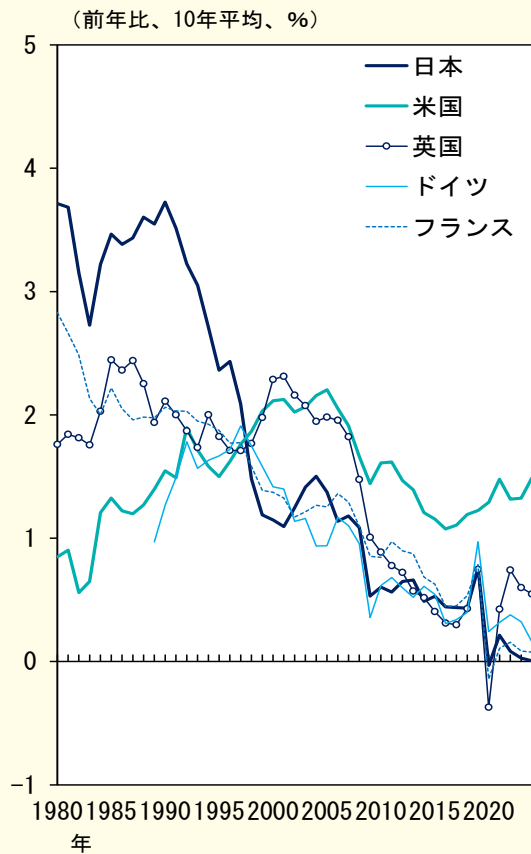


「外国人規制が争点に急浮上 行き過ぎは成長に逆風、各党の主張分析」
日本経済新聞 2025年7月15日

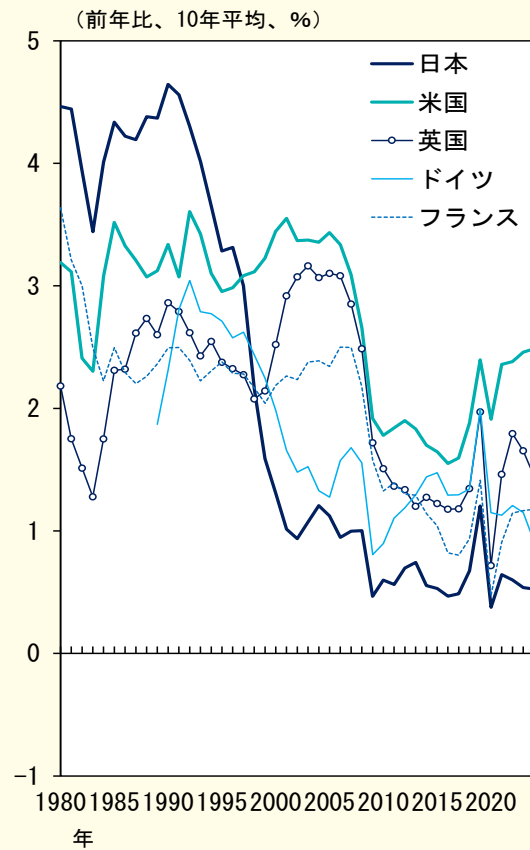
「参議院選挙の比例票分析、国民民主党が第2党 参政党3位で立民超え」
日本経済新聞 2025年7月22日

日本の労働生産性・実質GDP・潜在成長率ともに、G5中最低

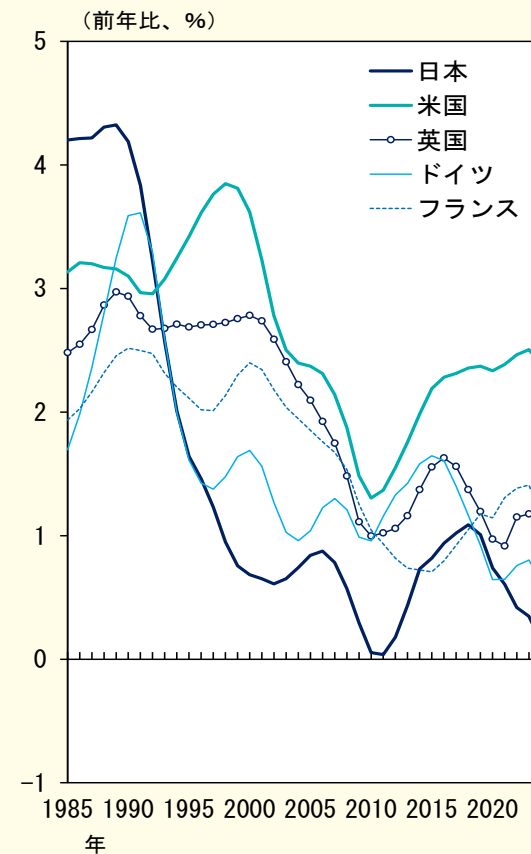
(1) 労働生産性



(2) 実質GDP



(3) 潜在成長率

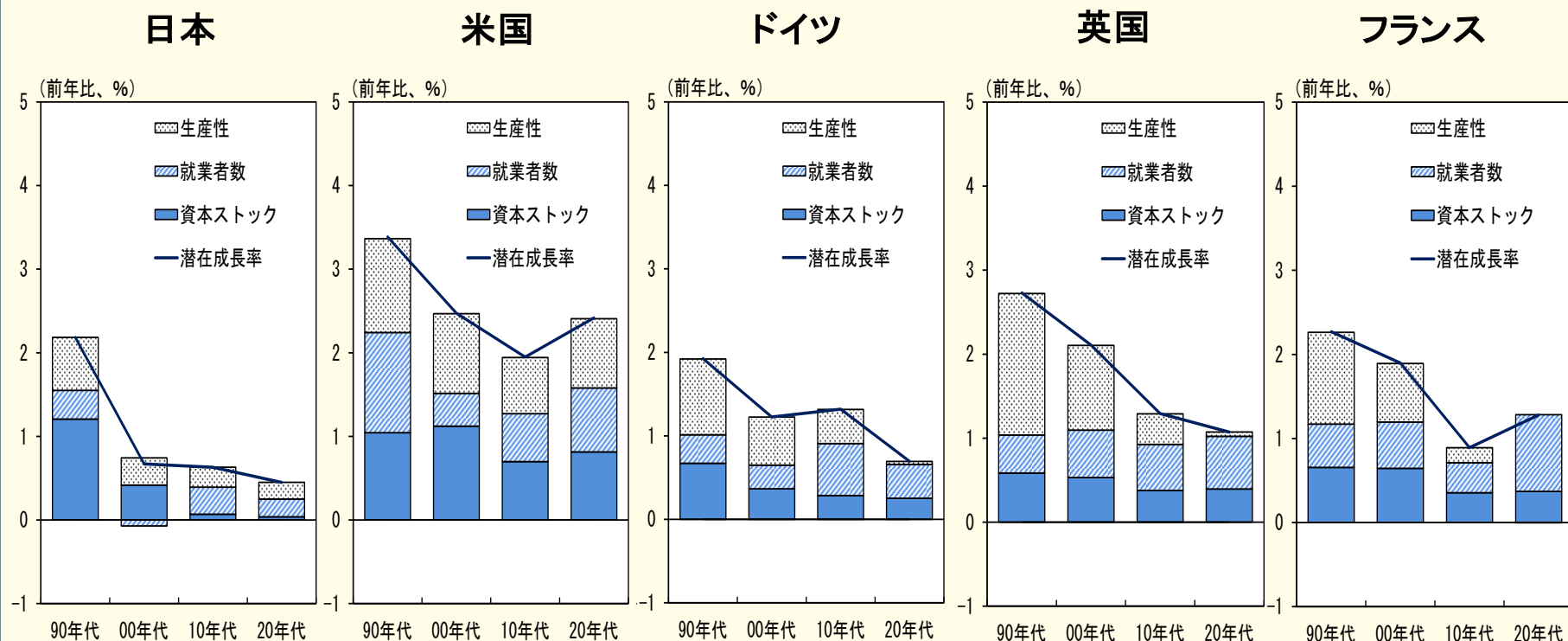


(注) 労働生産性は、就業者一人当たりの付加価値として定義。

(出所) OECD、IMF等

「投資」も「労働投入」も情けない日本

潜在成長率の要因分解



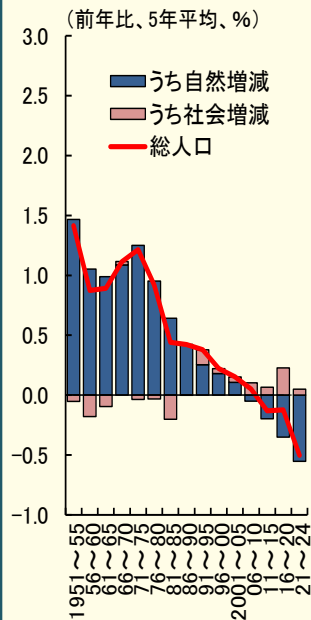
(注) 「20年代」は2020～2024年の平均。ドイツの「90年代」は1992年以降の平均。

(出所) OECD

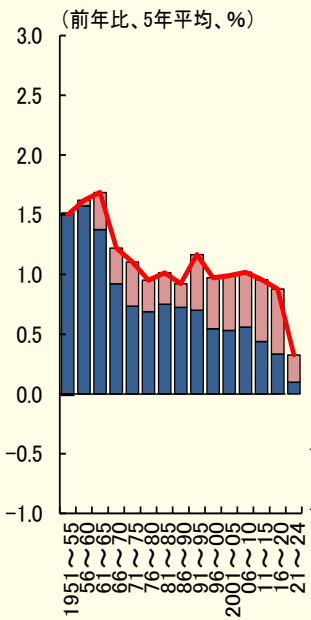
日本以外は世界に開かれた労働市場

各国の人口動態の変化率

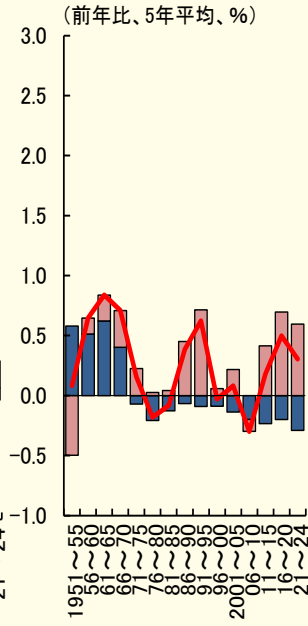
日本



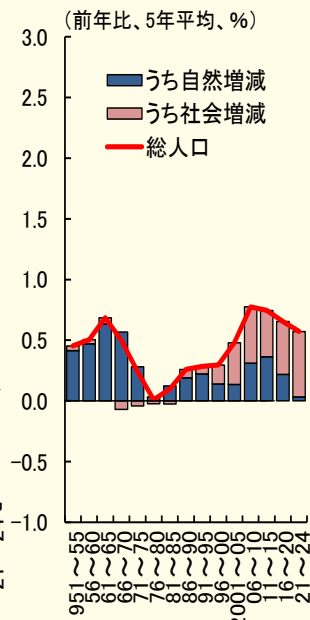
米国



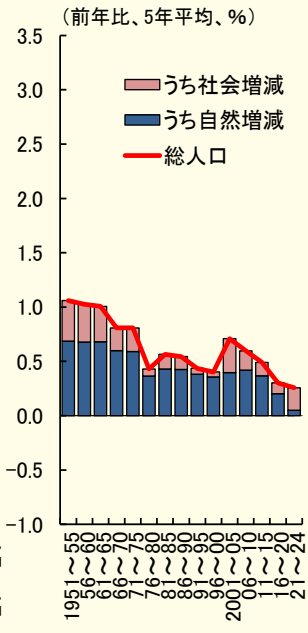
ドイツ



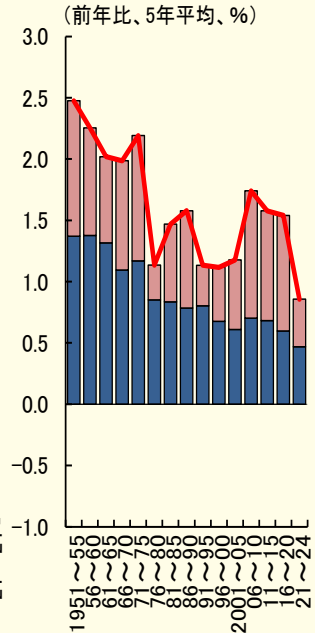
英国



フランス



豪州



(注) 自然増減・・・死亡数と出生数の差
社会増減・・・流出数と流入数の差
(出所) 国際連合

実質2%成長達成には、生産性大幅改善と働く人の大幅増加が不可欠

過去34年間実績ベース

		日本			英国	米国
		シミュレーション（2025～2040年）				
実績 1990～ 2024年		就業者数減少 トレンド継続 シナリオ	女性、高齢者 就業促進 シナリオ	労働生産性 上昇率横ばい シナリオ	実績 1990～ 2024年	実績 1990～ 2024年
実質経済成長率 （年平均）	0.9%	2.0% （目標）			1.8%	2.5%
労働生産性上昇率	0.6%	2.8%	2.1%	0.6%	1.1%	1.6%
就業者数増加率	0.3%	▲0.8%	▲0.1%	1.4%	0.7%	0.9%
就業者数増減数 （百万人）	+7	▲8	▲1	+16	+7	+44
「就業者数減少トレンド 継続シナリオ」との差分 （百万人）	－	－	+7	+24	－	－

+17

過去10年間実績ベース

日本					英国	米国
実績 2015～ 2024年	シミュレーション（2025～2040年）				実績 2015～ 2024年	実績 2015～ 2024年
	就業者数減少 トレンド継続 シナリオ	女性、高齢者 就業促進 シナリオ	労働生産性 上昇率横ばい シナリオ			
実質経済成長率 （年平均）	0.5%	2.0% （目標）			1.4%	2.5%
労働生産性上昇率	▲0.1%	2.8%	2.1%	▲0.1%	0.6%	1.5%
就業者数増加率	0.6%	▲0.8%	▲0.1%	2.1%	0.9%	1.0%
就業者数増減数 （百万人）	+4	▲8	▲1	+27	+3	+15
「就業者数減少トレンド 継続シナリオ」との差分 （百万人）	—	—	+7	+35	—	—

+28

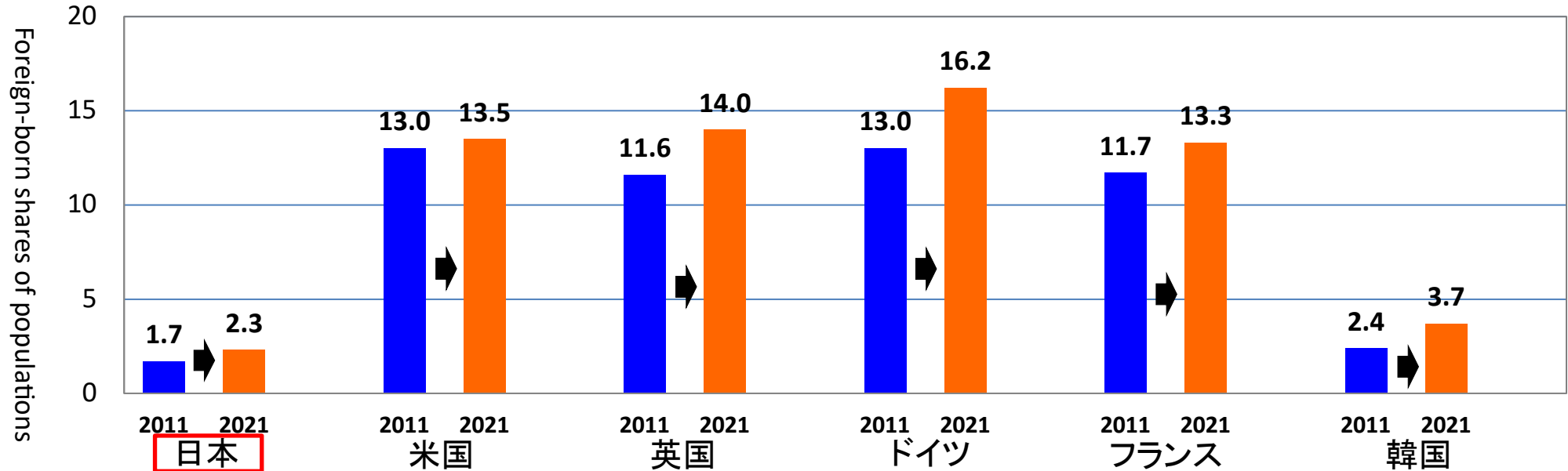
（注）各シナリオの詳細は以下の通り。

- ・**就業者数減少トレンド継続シナリオ**：各年齢・各性別の労働力率が、2024年の水準のまま横ばいで推移すると仮定。
- ・**女性、高齢者就業促進シナリオ**：①30～59歳の女性労働力率が、2040年までに概ね2010年時点のスウェーデン並みの水準まで上昇すること、②高齢者の労働力率が、2040年までに、60～64歳について55～59歳と同じ水準まで上昇し、65歳以上についてもそれに見合って上昇すること、③失業率が2027年までに1%程度改善することを仮定。
- ・**労働生産性上昇率横ばいシナリオ**：労働生産性が過去（1990年以降版：1990～2024年）、（過去10年版：2015～2024年）平均並みで推移すると仮定。

（出所）内閣府、総務省、国立社会保・人口問題研究所、OECD等

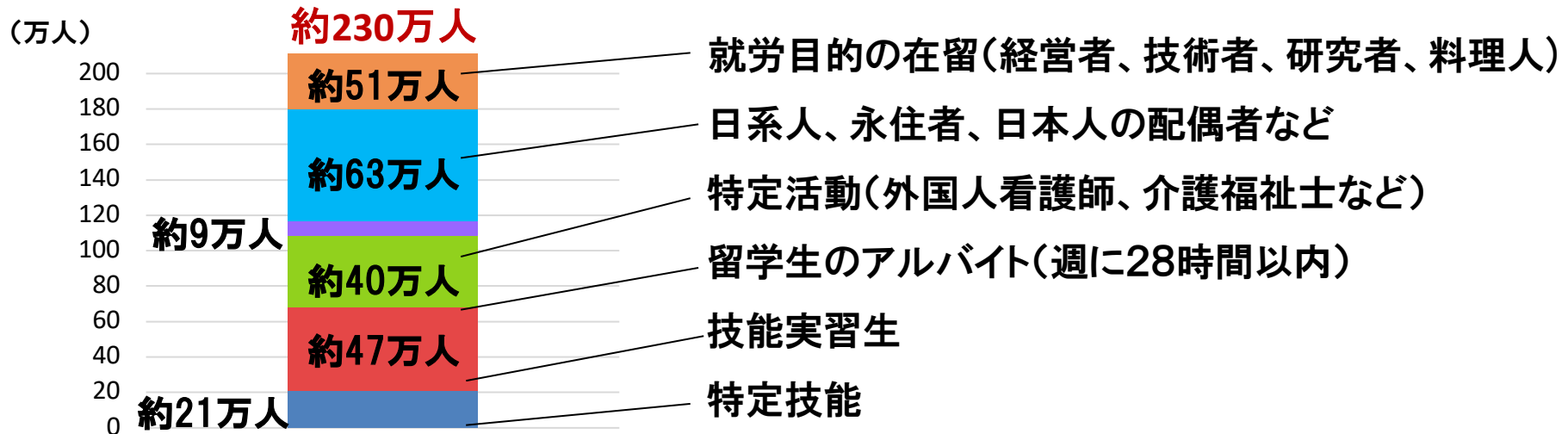
外国人比率

(%)

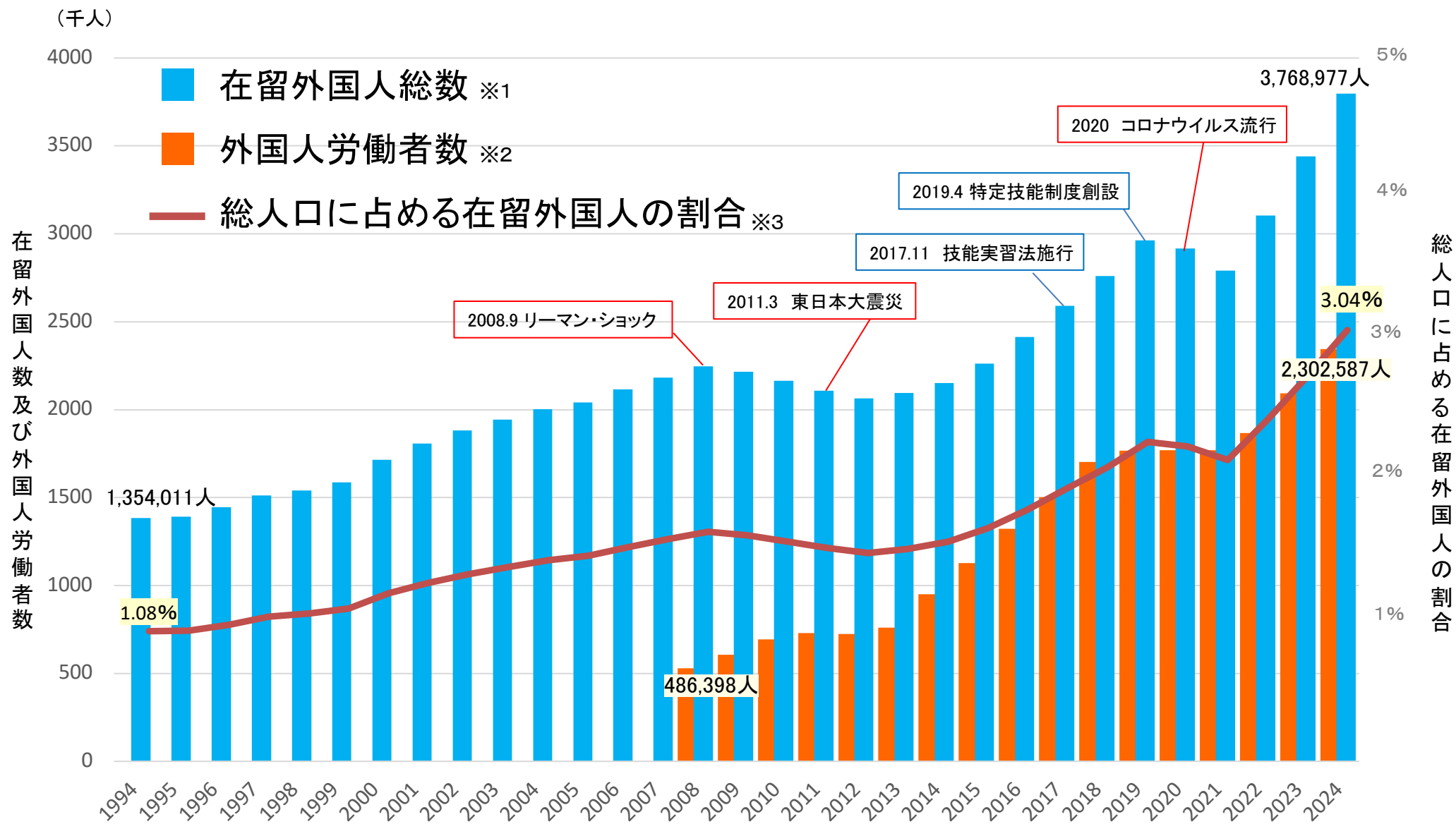


出所：「Indicators of Immigrant Integration 2023」（OECD）より、一部塩崎事務所にて作成。日本及び韓国は外国籍人口であり、その他の国は外国生まれ人口比率。

日本で働く外国人のカテゴリーと人数(2024年10月末)



在留外国人数及び外国人労働者数の推移



※1・・・2011年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、2012年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

※2・・・厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく。

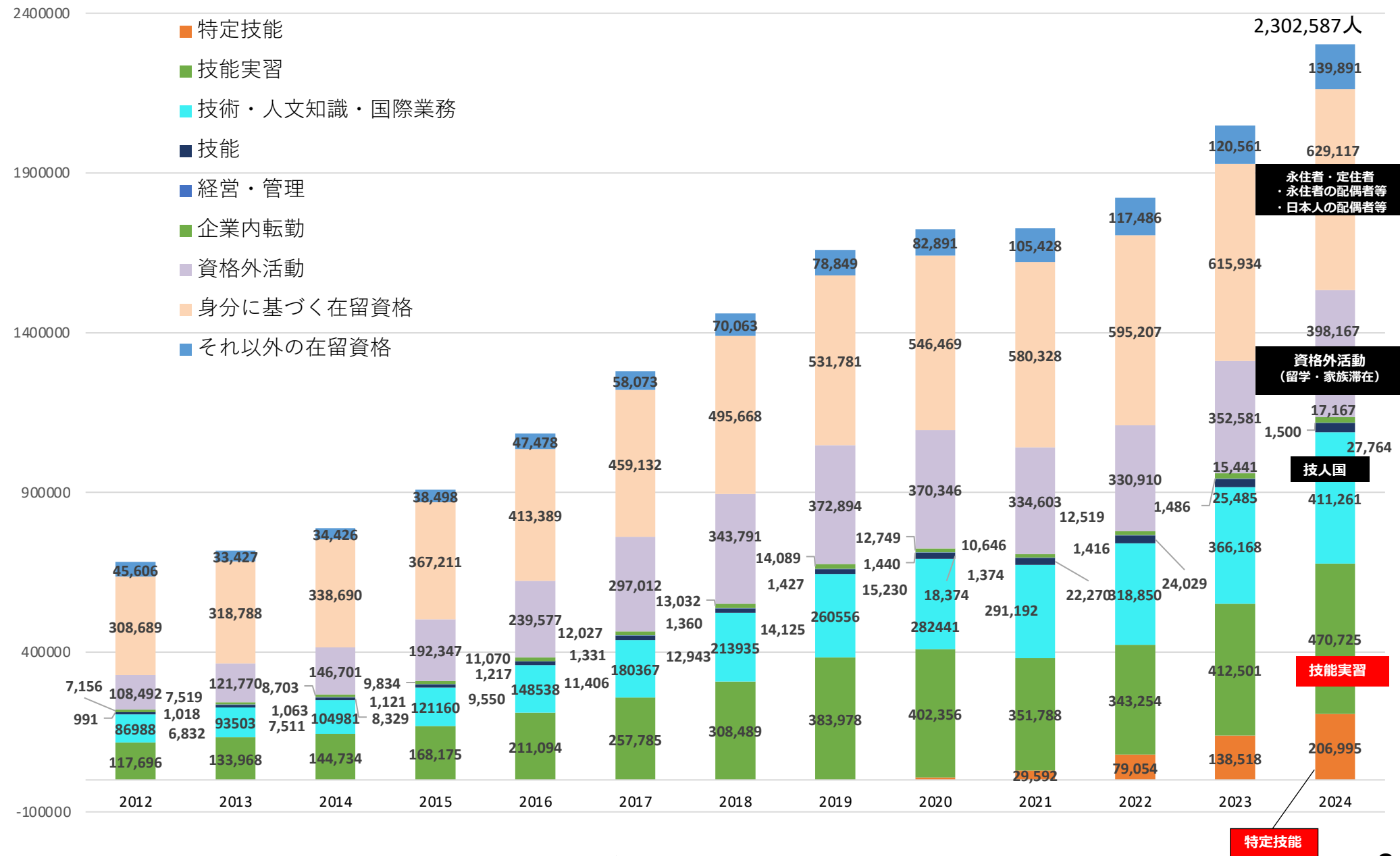
外国人雇用状況の届出制度は、2007年10月1日から開始されているため、2008年以降の推移を示している。

※3・・・総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

総人口に占める在留外国人の割合

(人)

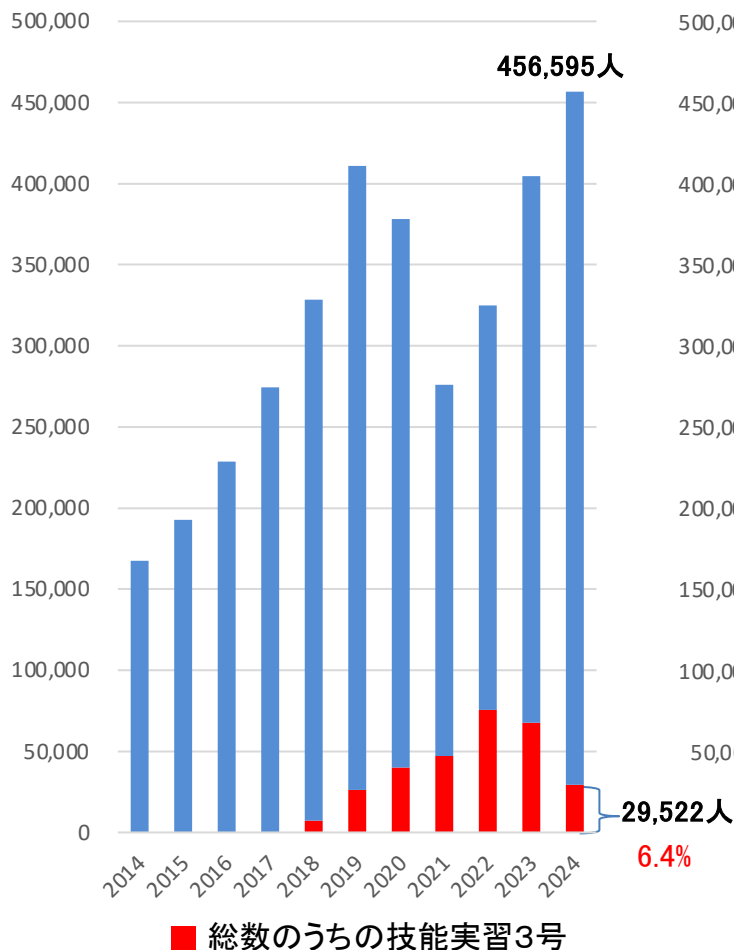
外国人労働者数の推移



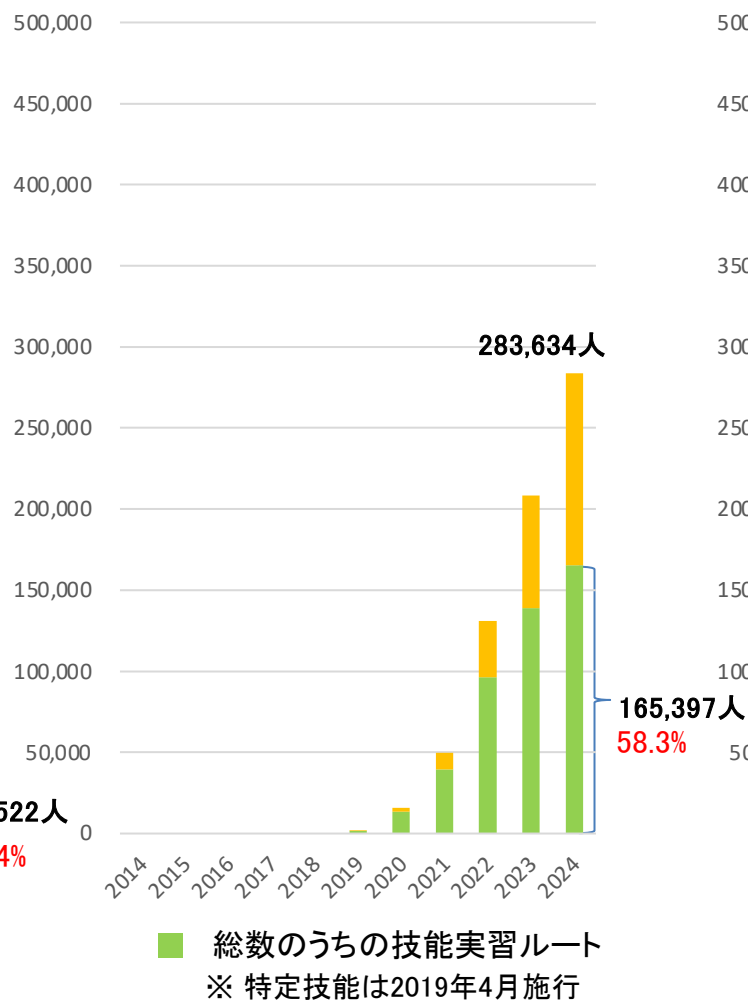
(出所)厚生労働省による外国人雇用状況届出から集計。人数は各年10月末時点の数値

技能実習・特定技能(1号・2号)在留者数の推移

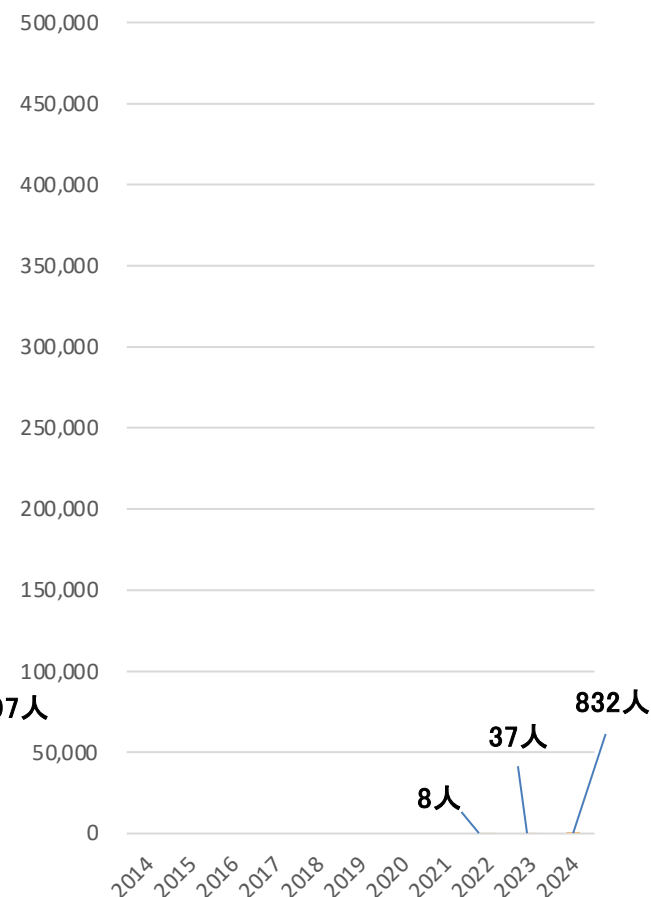
＜技能実習生数＞



＜特定技能1号外国人数＞



＜特定技能2号外国人数＞



「グローバル人材共生社会実現のための提言」

＜2021年5月19日一般財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi) 提言＞

技能実習と特定技能の整合性のとれた一貫性のある制度に改革する

【なぜ？】

- ①社会経験の浅い非熟練の段階からの外国人材確保の必要性があるため
→安全・安定就労のために監理団体の保護支援は必須
- ②現実に、特定技能外国人の80%以上は技能実習経由
- ③特定技能より容易に来日できるルートを設け、他国への人材流出を防ぐ

【両制度の“一元化”の意味は？】

- 1) 両制度の目的を「人材育成・人材確保・国際貢献」に共通化する
- 2) 技能実習3年間を「**基礎的人材育成期間**」、特定技能5年間を「**実践的人材育成期間**」と位置づけ、一貫した人材育成システムとする
- 3) 技能実習の職種・作業と特定技能の特定産業分野・業務区分を可能な限り統一する

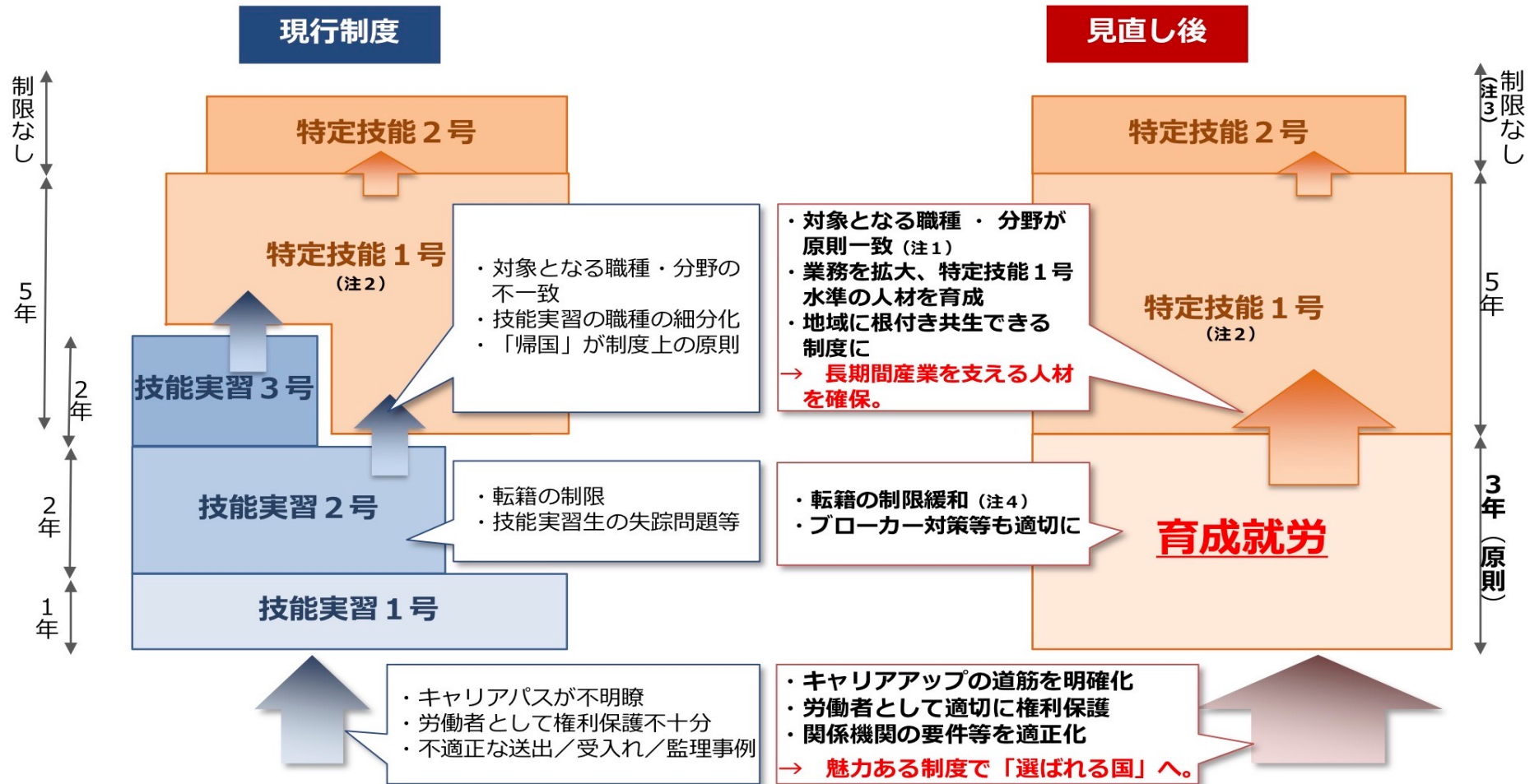
「技能実習」と「特定技能1号」 比較一覧

	技能実習（技能実習法）		特定技能1号（入管法）
目的	技能移転による国際貢献		深刻な人手不足への対応（労働力確保）
主管官庁	法務省、厚生労働省		法務省のみ
在留期間	1号＝1年以内 2号＝2年以内 3号＝2年以内 最長5年		最長5年 （2号は期限なし）
対象職種	86職種 158作業		12分野
転籍・転職	原則不可 （企業倒産などやむを得ない場合は 監理団体サポート下で可）		転職可能 （同業種内で）
日本語能力要件	なし （介護のみ日本語要件＜1号はN4、2号・3号はN3＞）		あり （JLPTのN4もしくはJFT BasicのA2） （技能実習2号からの移行者は要件なし）
技能要件	なし（前職要件あり）		あり（分野ごとの技能試験合格） （前職要件なし） （技能実習2号修了者は要件なし）
監理団体・登録支援機関	必要性	必須 （団体監理型）	任意
	設立要件	許可制	登録制
	機能	斡旋、支援、保護、監査 （生活支援全般、日本語教育等）	支援のみ 事前ガイダンス、契約支援、日本語学習機会提供などの支援機能あり。保護機能はなし
	指導	①技能実習機構による 実地検査 （監理団体＝1年毎、 実習実施者＝3年毎） ②地方入管局による 不定期立ち入り検査あり	地方入管局による不定期立ち入り検査のみ
インセンティブ付与	-	-	-

目指すべき新たな制度

整合性、一貫性ある両制度へ
人材育成・人材確保・国際貢献
法務省、厚生労働省
各最長5年
原則、全ての業種。技能実習の職種作業と特定技能の産業分野を統一的なものとし、現状に即した業種の「大きくくり化」を進める
転籍基準を明確化した上で柔軟化
あり （技能実習は入国時N5を義務化、特定技能ではN4（介護はワンランクアップ））
実技試験による技能重視 （技能実習では前職要件をなくし、特定技能は技能実技試験〈任意〉を導入）
必須（仮称：管理支援機関）
許可制
斡旋、支援、保護、監査
①技能実習、特定技能とも技能実習機構による 実地検査 （管理支援機関＝1年毎、技能実習と特定技能の実習実施者＝3年毎） ②地方入管局による不定期立ち入り検査あり
同一職種、同一企業での技能実習・特定技能を一定期間継続的に行い、加えて、日本語能力N2合格者及び習熟段階に応じた技能実技試験等に合格した人材に対するインセンティブ付与

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

積み残しの課題

今までのNAGOMi提言より

- 両制度の法律は一本化し、厚生労働省・法務省共管の新法とする。
- 両制度とも、魅力ある働き先国として、真の能力実績主義に基づくキャリアアップを徹底する仕組みとすべき。
→「同一労働・同一賃金」の徹底（年齢、性別、国籍、障害の有無、正規・非正規別、等による差別の解消）
- 本来、両制度の対象業種は、原則全ての業種とすべき。中小企業に止まらず、零細企業、スタートアップ、個人事業主・小規模企業等における深刻な労働力不足の解決にも資するよう、業種別団体等がない業務・職種の経済主体も利用可能な制度となるよう、社会経済的安定の維持、確保を前提に、特例的な外国人材活用に関する取り扱いを制度化すべき。
→「真の開国へ」（優秀なグローバル人材に向け、広く開国）
- 当面は、両制度における対象業種は、大括り化を推進すべき。
- 両制度をカバーする許可制かつ非営利の「管理支援機関（仮称）」を導入し、特定技能制度においても、監査及び雇用関係成立のあっせんだけでなく、迎え入れる外国人材の立場に立って、保護・支援・育成を行う機能も義務化すべき。
- 長期安定就労者等の外国人材かつ、地域共生社会作りの中核人材候補は優遇し、人材の育成に資するインセンティブ（優遇策）を示すべき。

【インセンティブの例】

同一企業かつ同一職種での就労（長期安定就労）で

【家族帯同】→5年超（新制度3年+特定技能1号2年超）/技能検定2級相当+日本語N2

【永住許可】→計8年間/技能検定1級相当+N2+居住する地方自治体からの推薦

- 外国人材受入れ共生に向けた「基本法」の制定（議員立法）。

「国民と外国人が安全・安心に暮らせる共生社会に向けて」

自由民主党「外国人材等に関する特別委員会」(山下貴司委員長)提言(2025年5月27日)

【その1】

(前文)

我が国は、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、今後もその傾向は加速度的に進んでいくと予想され、労働力人口の不足は深刻化の一途をたどることが確実である。

このような構造的な人手不足に対しては、引き続き生産性の向上や国内人材の確保に努める必要があるが、今や外国人材は、全国的かつ慢性的な人手不足解消に大きく貢献しているのみならず、我が国経済の維持・発展に不可欠となっており、今後も様々な場面において活躍が期待される。

他方、外国人材の受入れの在り方については、不法滞在・不法就労や税・社会保険料の未納等、国民に不安を与える事態も生じているが、日本人と外国人が豊かに共存し、我が国の発展に資する共生社会を実現するためには、外国人を人手不足の担い手であると考えただけでなく、地域において日本人と共に生活する生活者であることを前提とする必要がある。外国人の受入れを進めていくに当たり、我が国の経済活動や国内労働市場への影響のみを考慮するのではなく、医療をはじめとする社会保障制度、教育、治安等に対し、どの程度の影響を及ぼすと考えられるかなど、多角的視点に立ち、検討していくことも不可欠なものである。我が国に利益をもたらす、国民と共存共栄できる外国人を積極的に受け入れつつ、ルールを守らない外国人に対しては、我が国からの退去を含む厳しい措置を講ずることも重要である。

—中略—

「国民と外国人が安全・安心に暮らせる共生社会に向けて」

自由民主党「外国人材等に関する特別委員会」(山下貴司委員長)提言(2025年5月27日)

【その2】

4. 共生社会の推進

○ 外国人の受入れ環境整備等の推進

➤ 受け入れた外国人によるルール遵守の徹底等

・地域住民にとって安全・安心な社会を実現するためには、外国人による日本文化や習慣に対する理解・外国人が犯罪被害者となることの防止・使用者や関係機関等による外国人運転者に対する交通安全対策・外免切替手続きにおける交通ルールの確実な確認等の観点に基づき、受け入れた外国人による法令や生活上のルールの遵守の徹底等の必要な取り組みを進めるべきである。

➤ 外国人支援コーディネーターの活用促進等

・地方自治体における外国人の受入れ環境整備のために、国・地方自治体・受入れ機関が緊密に連携するとともに、外国人支援コーディネーターの活用促進や支援事例の横展開を行うべきである。

➤ 外国人材に対する相談対応の充実化

・1号特定技能外国人や技能実習生以外の就労資格を有する外国人材についても、必要な支援が行われるよう、外国人在留支援センターや地方自治体における一元的相談窓口等の活用による相談対応の充実化を図る必要がある。

「国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言 ー違法外国人ゼロを目指してー」

自由民主党「外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会」(小野寺五典委員長) (2025年6月5日)

【その1】

国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言 概要

ー違法外国人ゼロを目指してー

自由民主党政務調査会

外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会

理念

外国人の就労者や海外からの観光客の増加に伴う
課題の発生
(一部における迷惑行為や犯罪、社会保障制度の
不適切な利用、土地の取得に関する国民の不安など)

海外活力の取り込みの必要性
(海外人材の受入れ、インバウンド消費の拡大など)

海外活力の取り込みを進めつつ、国民の安心・安全を確保するため、
外国人との秩序ある共生社会の実現を図り、成長型経済の礎とする

原則

- 国内社会のグローバル化を前提としていない制度全般を、以下の3つの原則に従って見直す。
- 総合的・施策横断的に取り組み、外国人政策に関する全体の一体性・整合性を確保する。

①法令順守の徹底

ルールを守る外国人を受け入れ、
ルールを守らない外国人には厳格に対応

②制度の適正利用

制度の目的に反する利用を防止
するため、制度・運用を適正化

③透明性の確保

土地の取得や制度の利用状況などの
実態(国籍等)を把握し、透明性を確保

方針

課題を着実に解決するため、国籍等の情報の把握・共有を含め、実態の把握と情報基盤の整備及び強力な体制を創設する。

【実態の把握】

国籍等の情報を報告・共有する制度的枠組み。
外国人に関する様々な情報について実態把握
(出入国在留管理や土地の利用、制度の利用状況等)

【国・地方等の連携・情報基盤の整備】

政府機関や自治体等がDX化を図り双方向に
情報共有し、様々な制度・運用を
見直していくための基盤を整備

【政府の司令塔体制の整備】

関係省庁が協力し、継続的な実態把握
及び制度・運用の不断の見直しを実施

「国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言 ー違法外国人ゼロを目指してー」

自由民主党「外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会」(小野寺五典委員長) (2025年6月5日)

【その2】

(中略)

3. 政府の司令塔体制の整備

○以上の提言については、個別の府省庁の枠を超えて、総合的かつ政府横断的に一体となって検討を進め、速やかに実施していく必要がある。また、以上の内容以外にも、国民の不安を招きかねない課題が発生した場合には、実態を把握しつつ、臨機応変に対応を図っていく必要がある。

○このため、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、内閣官房・内閣府・関係省庁が一体となって、外国人を含めた全国の土地等の透明性の向上のための総合的な取組を含め、総合的・政府横断的な施策の検討及び実施に取り組む司令塔体制を構築すること。司令塔組織を中心に、関係省庁が協力し、継続的な実態把握及び制度・運用の不断の見直しを行うこと。また、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等の既存の政府方針について、本提言を踏まえた政府横断的な取組方針や国・自治体・関係機関等の役割・連携強化の必要性の明記等を含めて、速やかに見直すこと。

「骨太の方針 2025」における外国人に関する記述

2025年6月13日 閣議決定

4. 国民の安心・安全の確保

(中略)

(5) 外国人との秩序ある共生社会の実現

海外活力の取り込みを進めつつ、国民の安心・安全を確保するため、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議など政府横断的な司令塔体制を更に強化し、実態把握や国・自治体の情報基盤整備を行うとともに、法令遵守の徹底、制度の適正利用、透明性の確保の観点から、国内社会のグローバル化を前提としていない制度・運用全般を見直すなど、総合的・施策横断的取組を進める。

(出入国在留管理の一層の適正化)

(中略)

育成就労制度及び特定技能制度について、分野・受入れ見込数の設定、監理支援機関の要件厳格化等を行うほか、外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する。認定日本語教育機関の体制整備・活用を進める。

(外免切替手続・社会保障制度等の適正化)

(中略)

(国土の適切な利用及び管理)

(中略)

(観光・短期滞在者への対応の強化)

(中略)

内閣官房「外国人との秩序ある共生社会推進室」が発足

2025年7月15日

総理大臣訓示

「外国人との秩序ある共生社会推進室」の発足に当たり、一言申し上げます。

少子高齢化や人口減少が進む我が国が、今後、成長型経済への移行を確実なものとするためには、一定の範囲での外国人労働者の受入れ、インバウンド消費の拡大などにより、海外の活力を取り込んでいくことが重要であります。

他方で、一部の外国人による犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民の皆様方が不安や不公平を感じる状況も生じております。

国民の皆様の安全・安心の確保は、経済成長の不可欠の前提であり、ルールを守らない方々への厳格な対応や、外国人を巡る現下の情勢に十分に対応できていない制度・施策の見直しは、政府として取り組むべき重要な課題であります。

こうした問題意識の下、本日、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として、「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置いたしました。

(略)

「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」(前文)

令和7年 全国知事会議 2025年7月23日

我が国に在留する外国人は近年大きく増加しており、在留外国人数は約377万人(令和6年12月末時点)、外国人労働者数は約230万人(令和6年10月末時点)と、いずれも過去最高となっている。

平成元年の出入国管理及び難民認定法改正以降、東海地方を中心に在留資格「定住者」等の外国人が急増する中、日本語教育や生活支援、子どもの教育等の課題は外国人が集住する特定地域の問題とされ、その対応は受入れ自治体任せとなってきた。国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である。

平成元年の入管法改正から30年以上が経過し、外国人が定住し始めた自治体では、外国人の高齢化に伴う介護・年金などの問題や、日本生まれ日本育ちの第2、第3世代の教育が課題となっている。令和9年6月までに施行される「育成就労制度」では、就労者に一定の日本語能力水準が課されるが、その他の生活者としての課題は継続する。また、将来、特定技能制度に移行し、家族帯同が認められた際には、家族の日本語や教育の課題も起こりうる。

こうした外国人の生活に係る事項は、現在、定住化が進んでいる集住都市だけでなく、今後は全国的な大きな課題となることが明白である。従前より、地方から国に対しては、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会といった自治体連携の枠組み等を使って声を届けてきたが、国が多文化共生施策に主体的・戦略的に取り組むための根幹となる基本法の策定や組織の設置には至っていない。

以上を踏まえ、全国知事会では、外国人の受入れと多文化共生社会の実現に国が責任を持って取り組むよう、強く要請する。

「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」(骨子)

令和7年 全国知事会議 2025年7月23日

I 育成就労制度について

地方における人材不足は深刻であり、今後、運用の詳細が検討される「育成就労制度」においては、国と地方の適切な役割分担のもと、全国各地域の実情に応じた制度設計と運用が求められることから、以下の事項を検討・実施すること。

- 1 全国各地域の実情を考慮した「受入対象分野」の設定をすること
- 2 地方における外国人労働者の確保につながるよう制度の適切な運用をすること

II 外国人の受入環境整備について

国、地方、民間が適切な役割分担に応じて受入環境の整備を進めていくには、事業者や地方自治体の枠を超えて対応すべき課題については、国が主体となって制度設計や運用を行うとともに、国として責任をもって財源措置等を行うべきである。このため、外国人の受入環境の整備について以下の取組を検討・実施すること。

- 1 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に係る予算の確保と永続的な財政措置を講じること
- 2 外国人の生活に係る諸課題を解消する具体的な措置を講じること

III 基本法の制定と司令塔となる組織の設置について

「育成就労制度への円滑な移行」と「外国人の受入環境整備」の提言を実現するためには、外国人の受入れ、多文化共生施策実施の根幹となる国としての戦略が求められることから、以下の取組を検討・実施すること。

- 1 多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること
- 2 多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること

「外国人材の受け入れ」に関する緊急提言（2025年3月）

～ 人口減少を阻止し、地域を活性化するための外国人材の受け入れを促進する「基本法」の制定を ～

一般財団法人 未来を創る財団 「定住外国人政策研究会」(座長: 國松 孝次 未来を創る財団会長、元警察庁長官、元スイス大使)

「定住外国人基本法(仮称)」

【基本理念】

日本経済社会・文化への **統合**

【基本方針】

地域、ひいては日本全体を豊かにする 外国人材

【受け入れのプロセス】

地域主導主義

各地方自治体による
「**地域戦略(計画)**」

集計・総和

国による
「**基本戦略(計画)**」

支援、財源移譲

各地方自治体による
計画の実施

責務とともに権限・財源を与えられた「**地方自治体**」が主導

- 自治体ごとに、受け入れたい外国人材の業種・職種、技術・技能水準、国籍、期間、規模等についての詳細な計画を策定し、「要望」として国に申請
- その際、地元の企業などから意見聴取

定住外国人政策
委員会(仮称)

- 安心・安全の確保、マクロ経済などの観点から、国が最終調整した上で決定
- 国が、諸外国との調整などを行う

- 各自治体が、責任をもって外国人材を管理・支援

※日本社会の安心・安全の確保、在留資格「**地方創生(仮称)**」も規定